

新型コロナウイルス感染症対策に伴う留守家庭児童会保育料の還付について

□還付の対象者

次のいずれかに該当する場合、保育料を還付する。

- 1 青い鳥教室の管理運営上、教育委員会が教室を閉鎖した場合の所属児童
- 2 新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者ではないが、学校内で陽性者が発生し、学校・学年・学級閉鎖となったため、又は学校から早退するよう指示されたため、当該期間青い鳥教室を利用しなかった児童
- 3 新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、他の児童に感染させるおそれがあることから出席を停止した児童
- 4 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として保健所から認定された児童や接触者として保健所から PCR 検査を受検するよう求められた児童
- 5 同居の親族等が新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、新型コロナウイルス感染症に罹患しているおそれがあることから出席を停止した児童

※ただし、返還対象月以前に未納保育料がある場合は、未納分に充当する。

□還付金額（丸亀市放課後留守家庭児童会条例施行規則 第 6 条、第 7 条より）

第 6 条 保育料の還付については、次のとおりとする。

- 1 児童会の管理運営上、教育委員会が開室を中止し、又は休止した場合
- 2 条例第 7 条第 4 号又は第 5 号に該当した場合で、教育委員会が出席を停止し、又は利用の承認を取り消した場合

丸亀市放課後留守家庭児童会条例抜粋

第 7 条

- (4) 児童又はその保護者等が感染症等の疾病にかかり、他の児童に感染させるおそれがあるとき。
- (5) その他教育委員会が児童会の管理運営上支障があると認めるとき。

第 7 条 還付金額については、次のとおりとする。

- 1 児童会を 1 日も利用していない月の保育料
その月の保育料の全額を還付する。
- 2 児童会を利用した月の保育料
その月の開室日数を基礎として、当該月の利用していない日数分の保育料を日割りにより算出した額（100 円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を還付する。